

営業時間短縮（5時～21時）を要請する施設一覧

【期間 令和2年12月21日～令和3年2月7日】

カテゴリー	対 象
接待を伴う飲食店	キャバレー
	ダンスホール
	スナック
	ラウンジ
	ホストクラブ
	キャバクラ
	お茶屋(お座敷)
	上記以外の接待を伴う飲食店
酒類の提供を行う飲食店等	バー
	パブ
	サロン
	ナイトクラブ
	ディスコ
	酒類の提供を行うカラオケ店等
	居酒屋
	ビアホール
	焼き鳥屋
	焼き肉屋
	酒類の提供を行うレストラン
	酒類の提供を行うカフェ
	酒類の提供を行うラーメン屋
上記以外の酒類の提供を行う飲食店	